

論点1 「自力避難困難な者が主として入居する施設」に対する火災対策はどのようにあるべきか。

ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）とハード面（建築構造や感知・通報・消火設備など）の対策を総合的に実施することが必要
 ⇒ **高齢者施設での対策を参考に、具体的な検討を進める。**

(ア)ソフト面での対策

(1) 効果的な訓練の実施

(イ)ハード面での対策

(1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化

(2) **スプリンクラー設備の設置又は同等に避難介助が可能な構造**

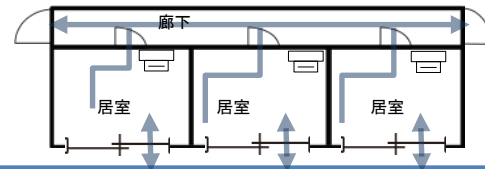
※ その他、火災対策として必要な対策について検討を行う。

スプリンクラー設備を設置する場合と同等に避難介助が可能な構造(イメージ)

【例外1】100㎡以下・3室以内ごとに延焼抑制構造の区画(①)を有し、壁・天井の不燃性が高い(②)もの
 ※100㎡未満平屋・3室以下のものは①は不要



【例外2】100㎡以下・3室以内ごとに延焼抑制構造の区画(①)を有し、避難が容易な構造(③)を有するもの
 ※100㎡未満平屋・3室以下のものは①は不要



論点2 消防法施行令別表第1(6)項口の適用を受けている施設であっても、スプリンクラー設備に関し、必ずしも認知症高齢者グループホームと同様の規制を要しない施設があるのではないか。

スプリンクラー設備の設置における、入居者の状態をかんがみだ例外についての検討

○ 警報時に避難が認知できない者やパニックで行動が不安定になる者、運動機能障害等により自力ではほとんど移動できない者等が主に入居する施設は、スプリンクラー設備(又は代替措置)が必須

⇒ 障害支援区分(現:障害程度区分)が4以上であっても、上記に当てはまらない旨が客観的に確認できる場合(※)には、6項口として火災の早期覚知・通報、訓練等防火管理の規制は必要だが、スプリンクラー設備の設置は要さないこととしても必要な安全性が確保されるのではないか。

※ 区分4以上の者の合計数から、上記に当てはまらないことが客観的に確認できる数を除いた結果、入所者全体に占める割合が8割を下回ることになる場合

○ 救護施設等におけるサテライト型の施設の取扱いを整理すべき。

認知や避難行動の困難性についての客観的な確認結果に応じてスプリンクラー設備の要否を判断することについて、詳細検討が必要

客観的な確認の方法について、どのような手法が考えられるかについても要検討

詳細は第3回以降に検討